

一条中学校跡地民間提案施設整備事業 直接対話における質問に対する回答（令和4年4月14日公表）

No.	項目	質問	回答
1	応募に関する事項	応募者（単独の応募法人又は応募グループの代表法人及び構成法人）が、他の応募者の協力法人となることは可能でしょうか。	応募者（単独の応募法人又は応募グループの代表法人及び構成法人）が、他の応募者の協力法人となることについては、審査の公平性の観点から、認めません。
2	事業提案に関する事項	設計業務を担う協力法人のみ、所定の様式により提出を求めることとしていますが、設計以外の協力法人については、提示する必要はないのでしょうか。	設計以外の協力法人については、応募者とともに事業に参画する意思を示す関心表明を提出してください（様式及び提出は任意）。
3	事業提案に関する事項	国道119号線からの右折レーンの設置を、提案内容に含めることは可能でしょうか。	右折レーンの設置等については、応募者の責任において、関係機関との協議を行った上で、実現性が見込める場合には提案を認めます。
4	土地利用に関する事項	車両等の誘導のため、敷地を後退する場合には、「道路」として市に帰属することは可能でしょうか。また、当該箇所の原状回復は必要でしょうか。	敷地を後退する場合には、原則、敷地内の「通路」として事業者が管理することとし、原則、本事業終了時における原状回復の対象とします。
5	契約に関する事項	土地の転貸については、原則認めないが、市の事前の書面による承諾を得て、提案施設の譲渡に伴う場合に限り、認めることとしていますが、借地権の転貸については、認めていただくことは可能でしょうか。	市と事業者が協議を行った上で、市において、個別具体的に判断します。